平成 26 年 3 月 10 日 作成 平成 29 年 3 月 2 日 改正 平成 29 年 9 月 11 日 改正

学校いじめ防止基本方針

県立加古川東高等学校

1 本校の教育方針

校訓の「自治創造」、「明朗親和」にもとづき、未知の課題に対応しうる豊かな知識、教養を獲得し、多面的・客観的視野と思慮深さをもって、21世紀の地域・日本・世界が直面する課題を展望し、自己の良心と責任において、他者と協働しつつ課題解決に向けて行動・発信できるリーダーを育成する。

そのために、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」(いじめ防止全体計画)を定める。

2 基本的な方向

本校では、生徒の個性の開発・伸張を図るとともに道徳性の涵養・育成を図る教育を推進している。その一環としての人権学習においては生徒会と人権 HR 委員が主体となって 3 年間を通した計画に基づき、ホームルームのテーマ等を立案・計画し全生徒・教職員で取り組んでいる。このような環境の中、いじめなどは決して許さないという強い意志をもって、以下の指導体制を構築し、いじめ防止に取り組む。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの未然防止・早期発見・事案への対処を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有する「その他関係者」により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が、生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見するためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの未然防止等の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの未然防止等に資する多様な取組を体系的・計画的・組織的に行うため、学校いじめ防止基本方針のもと、いじめの未然防止のための取組、早期発見に向けた取組、いじめへの対応にかかる教職員の資質能力向上を図る校内研修など、「いじめの撲滅にかかる間の指導計画」を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめ発生時の組織的対応

いじめが疑われる情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、次に揚げる場合をいう。

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める とき
- ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

②に揚げる「相当の期間」については、*<u>不登校の定義</u>を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申立てがあったときは、校 長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長のリーダーシップのもと「いじめ対策委員会」が主体となって事態の解決にあたる。場合によっては、専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司及び人権擁護委員等を加えて行う。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の留意事項

「開かれた学校」づくりを推進するため、本校はこれまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学年懇談会、三者懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

また、いじめの未然防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校のいじめ防止基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの未然防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめの未然防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるよう、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意し、取組状況等は学校評価の項目にも位置づけ、定期的に点検・評価を行い、必要に応じて改善していく。

* 不登校の定義…何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはした くともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を 除いたもの。 (文部科学省)

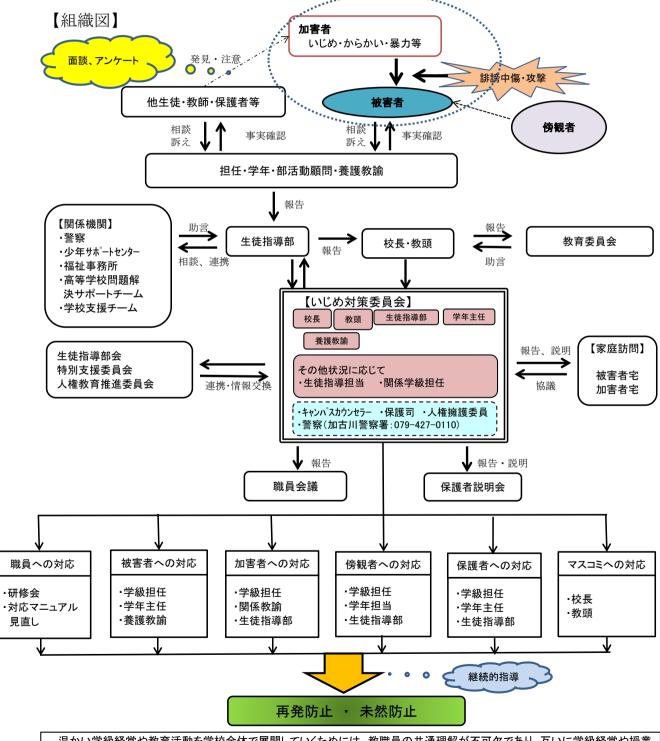
I 校内指導体制及び関係機関

いじめ問題の取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと「いじめは決して許されない」、「いじめを根絶する」という強い意志を持って取り組む。また、教職員一人ひとりが、いじめ問題をひとりで抱え込むことなく、学校全体で組織として取り組まなければならない。そのためには、早期発見にとどまらず、未然防止に向けた取組を進めていく必要がある。その中心となるのが「いじめ対策委員会」である。

* 対応方法の詳細については、兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」(平成29年8月版)を参照

いじめ対策委員会について

- ○校長、教頭及び生徒指導部長を中心に、学年主任、養護教諭で編成する。
- (事案の状況に応じて、<mark>関係職員</mark>及びキャンパスカウンセラー、学校評議員、警察などを入れてメンバーは適宜編成する)
- ○事案解決後も継続的に指導・支援を行う必要がある場合は、生徒指導部が当該学年と連携して個別支援計画を立てる。



温かい学級経営や教育活動を学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が大切である。そのために、校内組織が有効に機能し、様々な問題に対応できる体制を構築するとともに、生徒と向き合う時間を確保し、教職員が心を通い合わせる学校づくりを推進する。

いじめ早期発見のチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

(兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」より)

□ 掲示物が破れていたり落書きがあったりする □ グ	定の生徒に気を遣っている雰囲気がある 生徒がいる よい雰囲気がある
いじめられている生徒	
 ○日常の行動・表情の様子 □ 活気はなくおどおどし、話す時不安な表情をする □ 下を向いて視線を合わせようとしない □ 早退や一人で下校することが増える □ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる □ 忘れ物が多くなったり、提出期限が守れなくなる □ 常に周囲の行動を気にし、目立たないようにする □ 悪口を言われても言い返さず、愛想笑いをする 	 □ わざとらしくはしゃいでいる □ 顔色が悪く、元気がなく暗い表情になる □ 遅刻・欠席が多くなる □ ときどき涙ぐんでいる □ 周囲が何となくざわついている □ 発言を強要され、突然個人名が出される □ にやにや、にたにたしている
 ◎ 授業中・休み時間 □ 発言すると冷やかされたり、周囲がざわつく □ 班編成の時に孤立しがちである □ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える □ 決められた座席と違う場所に座っている □ 遊びだと友人とふざけているが、表情がさえない ◎ 昼食時 	□ 一人でいることが多い□ 教室へいつも遅れて入ってくる□ 教職員の近くにいたがる□ ひどいアダ名で呼ばれる□ 不まじめな態度、ふざけた質問をする
□ 好きな物を他の生徒にあげる□ 食事の量が減ったり、食べなかったりする□ 弁当を一人で食べることが多い◎ 清掃時	□ 他の生徒の机から机を少し離している□ 食べ物にいたずらされる□ 笑顔がなく、黙って食べている
 □ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている □ 目の前にゴミを捨てられる ◎ その他	□ 一人で離れて掃除をしている□ 掃除をさぼることが多くなる
□ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる □ 持ち物が壊されたり、隠されたりする □ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す □ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている □ けがの状況と本人が言う理由が一致しない	□ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる□ 理由もなく成績が突然下がる□ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている□ 顔や手足にすり傷やあざがある□ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごる
いじめている生徒	
□ あからさまに、教職員の機嫌をとる □ 特 □ 教職員によって態度を変える □ 身 □ グループで行動し、他の生徒に裏で指示を出す □ 付 □ 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉を使う □ 加 金品や物の貸し借りを頻繁に行っている □ 何	思者扱いされていると思い、ムキ、乱暴になる 寺定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ 教職員の指導を素直に受け取れない 也の生徒に対して威嚇する表情をする 気だちとの会話の中に差別意識が見られる 中間同士集まり、ひそひそ話をしている 教師が近づくと、集団が不自然に分散する。

いじめ撲滅にかかる年間指導計画

「世界のリーダーを育てる環 境」で学力を、「笑顔を大切 にする校風」で人間力を育む 本校の めざす 学校像

学校教育方針

校訓の「自治創造」、「明朗親和」にもとづき、未知の課題に対応しうる豊かな 知識、教養を獲得し、多面的・客観的視野と思慮深さをもって21世紀の地域・ 日本・世界が直面する課題を展望し、自己の良心と責任において、他者と協働し つつ課題解決に向けて行動・発信できるリーダーを育成する。

1 自治創造 正を愛し邪を排し、自己の良心と責任において行動する自主自律の精神を養い、常に科学的研究的態度を持し、先人を超えて新しい文化を創造しつつ進歩向上していく創造力を練磨する。 2 明朗親和明朗は清純な心のあらわれであり、いささかもわだかまりのない状態である。親和は愛であり、協調であり、平和である。この精神によって明るい学校社会を建設する。

われわれは個性を伸長しつつこれを全体に活か し、健全な校風を樹立しよう

いじめ対策委員会 : 校長 教頭 生徒指導部長 各学年主任 養護教諭

*状況に応じて関係職員等も含めて編成

《年間指導計画》

育てたい 生徒像

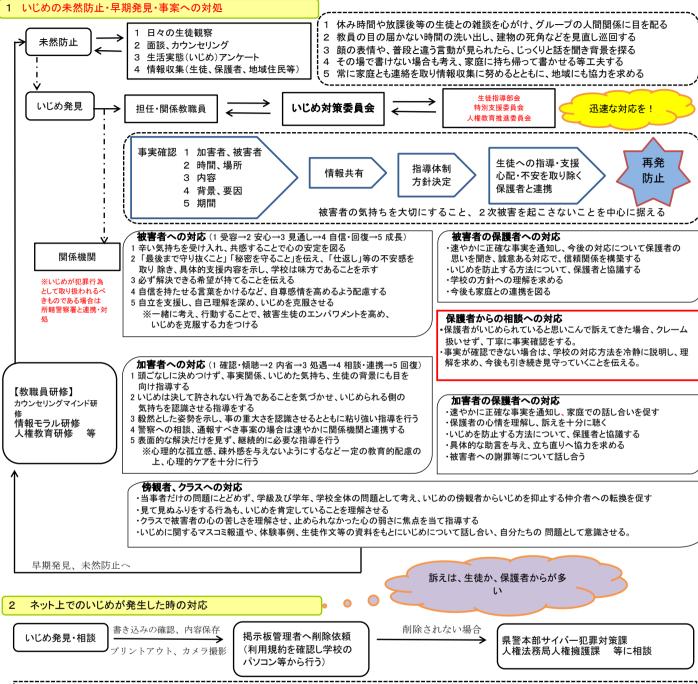
(生徒綱領)

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組	未然防止、早期発見に向けて
4 月	いじめ対策委員会 ・指導方針の確認 ※4 職員会議 ※1	*()内は主な行事 · 情報教育講演会 ※6 カウンセリング マインド研修 (文化部発表会)	[個人面談·個人状況把握] ※2	1 すべての教職員が、いじめ問題の重要性を認識する。 2 いじめ対策委員会を中心に、定期的に未然防止に向けた取組を行う。 3 各個人の様子を学年会議等で情報交換を行い、具体的な指導の留意点について職員会議や、職員研修会で取り上げて共通理解を図る。
5 月	事 (ネットいじめを含む) PTA総会、保護者会 発 生	人権教育研修	生活実態調査	4 各担任や部活動顧問が、いじめの問題を一人で抱え 込むことなく、報告・連絡・相談を確実に行い、学校全 体で組織的に対応する。
6 月	時、緊急対応会議	(体育祭) いじめ実態把握調査 ※4		さ: 最悪を想定する し: 慎重に対処する す: 素早く対処する せ: 誠意を持って対処する そ: 組織全体で対処する
7 月	の 適 時 開 催	(校内球技大会)	三者面談個人状況把握	※1 職員会議 いじめ防止基本方針を確認し、指導方針や指導計画を 提示し、全教職員で共通理解を図る。
8 月	近の対策委員会・情報共有	カウンセリングマインド研修		※2 個人面談/個人状況把握 年度当初、各考査後等の区切りごとに個人面談を実施 し、生活状況を把握するとともに、クラス内の生徒状況を把握し、いじめが起こっていないかどうかを確認する。また、
9 月	職員会議		個人面談・個人状況把握	中学校との連携により配慮を要する生徒の情報共有を行う。 ※3 カウンセリングマインド研修 事例研修・グループワーク等、研修の実施の仕方を工夫するなど効果的な研修を実施する。
10	保護者向け啓発 (ネットいじめを含む) 保護者会	人権教育講演会		※4 いじめ実態把握調査 生徒、保護者を対象としたいじめ問題への意識調査を 実施し、その調査状況を元に特別支援の計画等を作成する。
11		いじめ実態把握調査	生活実態調査	※5 保護者向け啓発/研修 ホームページや保護者会等を活用して、本校のいじめ 防止基本方針を周知するとともに、保護者からいじめを含 む様々な情報を収集する。
12 月	特別支援委員		三者面談個人状況把握	※6 情報教育講演会 昨今のソーシャルネットワーキング・サービス(SNS)等の情報ネット ワークにまつわるトラブル等について生徒向けに講演を実
1 月	いじめ対策委員会 ・情報共有	(2年修学旅行) 人権教育研修		施し、情報セキュリティについての注意を喚起する。 ※7 人権教育研修 人権の問題として、いじめ、ネットいじめ、情報モラル等 についての研修会を実施する。
2 月		いじめ実態把握調査		
3 月	いじめ対策委員会 ・本年度まとめ、課題検討 ・次年度の指導方針改善 ・次年度の指導計画修正 いじめ実態アンケート送付	次年度に向けクラスづくり (球技大会)		

組織的対応 Ш

いじめは未然に防ぐことが最良であるが、万一発見した場合には「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。特定の教職員がひとりで抱え込んだり、隠したりすることな く、学年や学校全体で組織的に対応することが大切である。

取組にあたっては迅速な対応を心がけ、情報を得たその日のうちに方針を決定し対応することとする。ただし、重大事態や加害者、被害者の意識にずれのある場合、ネット関 連、保護者対応のトラブル等については、把握した状況を十分に検討し、関係機関とも連携の上、慎重に対応する。



☆生徒への指導ポイント

- 1 掲示板等ネットでの誹謗・中傷等の書き込みを行うことはいじめであり、決して許されることではないこと
- 2 匿名で書き込んでも、書き込みを行った個人が特定できること(重大犯罪につながり、悪質な場合は、犯罪となり警察に検挙されることもある)
- 3 インターネットを利用する際にも、マナーがあり、マナーを守ることにより自分へのリスクも回避されること
 - ※スマートフォンでの使用については、十分に注意させる。特に、LINE、Facebook等で書いた誹謗・中傷は、一生消えずについて回ることや、GPSの 位置情報によりストーカー被害にあったり、犯罪に巻き込まれることなど、セキュリティについても自分が被害に遭わないように十分に注意して使用 することについて等指導する。
 - ※その他、教職員の情報モラルへの指導力の向上や、保護者への啓発と家庭・地域との連携をすすめる。

3 いじめにより、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがある事案(重大事態)が発生した場合

- ・直ちに、教育委員会に報告し、教育委員会の支援のもと、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、学校全体で組織的に対応し、事案の解決にあたる。・事案の経緯、事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえて、迅速にいじめの解消を図る。
- ・被害生徒及びその保護者への対応、警察など関係機関との連携、保護者会の開催の有無など起こった事案に対する対応をする。
- ・緊急時のマスコミ対応については、管理職を窓口に、「迅速性・同時性・均一性」を大切にして、誠実な対応に努める。
- ・キャンパスカウンセラー、保護司、人権擁護委員、所轄の警察など外部専門家が参加しながら実効的な解決を図る。